

大企業飲食店も全額

雇調金4都県 非正規雇用維持へ

厚生労働省は8日、雇用維持に協力した企業に支給する雇調金助成金の特例措置で、大企業の一部について助成率を全額に引き上げると発表しました。新型コロナウイルスの新型コロナウイルスの感染急拡大を受けた東京など1都3県に対する緊急事態宣言の再発令で、営業時間の短縮

に協力する飲食業などを対象とします。飲食業で8割を占める非正規雇用の労働者らの離職を防ぐため、支援を手厚くします。全額助成は中小企業に限られていました。

雇調金は、休業させた労働者に支払った手当の一部を国が肩代わりする制度。現行の特例措置では、中小企業への最大助成率を3分の2から全額に、大企業に対しては半額から4分の3にそれぞれ引き上げています。日額上限は1万5000円（従来は8370円）。期間は2月末となっています。

日本共産党の宮本徹議員は昨年8月の衆院議員は昨年8月の衆院

厚生労働委員会で、飲食業や観光業など売り上げが落ち込む大企業に対する雇調金助成率を引き上げるよう要求。今月4日にも、宮本氏は田村憲久厚労相に対して、飲食店など営業時間短縮等の要請を行う大企業の雇調金助成率を100%にするよう求め、田村厚労相は「雇用の維持は大

事だ。検討したい」と回答していました。また、全労連や首都圏青年ユニオンなどは、飲食チェーン店な

どの労働者に休業補償がないことを訴え、大企業も特別措置の対象に加えるよう求めてきました。

「今までコロナ患者に対応していなかった医療機関も新たに協力してもらえるとありがたい」と語りました。

宣言対象外でも病床補助上積み

厚生労働省は8日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、病床を新たに確保する医療機関に対する補助について、緊急事態宣言の対象外の地域でも1床当たり300万円上積みする方針を明らかにしました。菅義偉首相

は7日、宣言が発令された東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県で同450万円加算する方針を示しており、全国でコロナ患者受け入れの体制強化を急ぎます。

厚労省は、コロナ対応に当たる医療機関に対し、重症者向けの病床1床当たり1500万円、その他の病床は同450万円を支援しており、この金額に乗せします。

田村憲久厚労相は8日の閣議後記者会見で